

**(仮称) 御所市北部認定こども園整備工事設計業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

この実施要領は、御所市（以下「本市」という。）が「(仮称) 御所市北部認定こども園整備工事設計業務」（以下「本業務」という。）を委託するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

(仮称) 御所市北部認定こども園整備工事設計業務委託

(2) 業務内容

(仮称) 御所市北部認定こども園整備工事設計業務委託特記仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 10 日まで

(4) 提案上限額

62, 249, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、各会計年度の上限額は下記のとおり

令和 8 年度 15, 356, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和 9 年度 46, 893, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3. 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 令和 8 年度御所市測量・建設コンサルタント等業務委託入札等参加資格者名簿に登録されている建築士事務所であること。
- (2) 参加表明書提出日現在で御所市から入札参加停止措置を受けていないこと。なお、参加表明書提出日から契約締結までの間に御所市から入札参加停止措置を受けた時は、参加資格を喪失するものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条の規定による再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (6) 奈良県暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号、御所市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号に該当する者でないこと。
- (7) 事業者及び管理技術者は、公告の日から過去 20 年以内に延床面積 1,000 m²以上の日

本国内の認定こども園、幼稚園、保育所（園）のいずれかの新築又は改築（建物の全部について改築したもの。）の基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有すること。

4. スケジュール

- (1) 公告・・・・・・・・・・令和8年7月15日（水）
- (2) 質問提出期限・・・・・・・・・・令和8年7月29日（水）
- (3) 質問回答日・・・・・・・・・・令和8年8月 5日（水）
- (4) 参加表明書提出期限・・・・・・・・・・令和8年8月10日（月）
- (5) 一次審査結果通知・・・・・・・・・・令和8年8月17日（月）
- (6) 技術提案書提出期限　・・・・・・・・・・令和8年9月30日（水）
- (7) 二次審査・・・・・・・・・・令和8年10月中旬予定
- (8) 二次審査結果通知・・・・・・・・・・令和8年10月中旬予定
- (9) 契約手続き・・・・・・・・・・令和8年10月下旬予定

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式1）を令和8年7月29日（水）午後5時までに電子メールにより事務局へ提出すること。また、送信後は事故防止のため、事務局へ必ず電話連絡すること。

(2) 回答方法

提出された質問の回答は、令和8年8月5日（水）に質問者名を伏せて本市ホームページにおいて公開する。

6. 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出方法

令和8年8月10日（月）までに事務局へ郵送又は持参すること。

※ 郵送する場合は、提出期日に必着とする。

※ 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁時を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出書類

- ・参加表明書（様式2）
- ・業務実績調書（様式3）
- ・配置予定技術者調書（様式4）
- ・協力事業者調書（様式5）※必要な場合のみ。

(3) 提出部数

1部

7. 一次審査

(1) 審査方法

事務局において、参加表明書等をもとに参加資格の確認及び評価を行い、庁内に設置する「(仮称) 御所市北部認定こども園整備工事設計事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において、二次審査を受けることができる参加事業者(5者程度)を選定する。

(2) 評価基準

別表1「一次審査評価基準表」のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

一次審査の結果は電子メールにより通知する。

8. 技術提案書等の作成及び提出

(1) 提出方法

令和8年9月30日(水)までに事務局へ郵送又は持参すること。

※ 郵送する場合は、提出期日に必着とする。

※ 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁時を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出書類

- ・業務理解に関する技術提案(様式7) A3(片面) 1枚
- ・評価テーマに関する技術提案(様式8) A3(片面) 各テーマ2枚以内
- ・業務実施工程表(自由様式) A3(片面) 1枚
- ・見積書及びその内訳(自由様式) A4(片面)

(3) 提出部数

1部

(4) 技術提案を求めるテーマ

① 空間構成について

子ども達がゆとりをもって健やかに成長することができ、安心・安全が確保された施設を計画敷地内に配置するとともに、園庭を最大限かつ有効的に活用できるよう計画する。

② コストの低減について

施設整備時のイニシャルコストや将来におけるライフサイクルコストにおいて、経済性に配慮され維持管理しやすい長寿命な施設とする。

9. 二次審査

(1) 審査方法

一次審査により選定された参加事業者に対し、事務局において価格評価、委員会において技術提案書評価(プレゼンテーション審査)を実施のうえ、最優秀提案者1者

を選定し、優先交渉権者とする。併せて、次点提案者1者を選定し、次点交渉権者とする。

(2) 評価基準

別表2「二次審査評価基準表」のとおりとする。

(3) 審査実施日時等

二次審査（プレゼンテーション審査）は以下のとおり予定しているが、詳細については技術提案書等の提出があった参加事業者に対し別途電子メールにより通知する。

① 実施日

令和8年10月中旬予定

② 実施場所

奈良県御所市1番地の3 御所市役所3階会議室（予定）

③ 実施内容

プレゼンテーションは、提出された技術提案書の内容に基づいて行うこととし、技術提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。

④ 使用機材

プレゼンテーションの方法は任意とする。パソコン等の機材は参加者で用意すること。なお、プロジェクター、スクリーンについては、本市にて用意する。

⑤ 参加人数

4名までとする。なお、予定管理技術者は必ず出席し、その他は配置予定技術者の中から選出すること。

⑥ 実施時間

プレゼンテーション20分、質疑応答20分の合計40分とする。

⑦ その他

選定委員には参加事業者名が分からない状態で審査を行うため、説明時に会社名等が判別される服装や言動をしないこと。

(4) 審査結果の通知及び公表

二次審査の結果は電子メールにより通知する。また、本市ホームページに優先交渉権者を掲載する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本実施要領に違反すると認められた場合など、委員会が不適格と認めた場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合。
- (3) 見積書の金額が提案上限額を超過している場合。
- (4) 二次審査において実施日時に出席しなかった場合。
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

1 1. 契約の締結等

- (1) 一次審査と二次審査（委員の評価点数の平均値）の合計値が最も高いものを優先交渉権者とし、次点のものを次点交渉権者とする。なお、参加事業者が1者のみであった場合でも審査を行い、合格基準点（満点の6割）を上回る場合は優先交渉権者に決定する。
- (2) 本プロポーザルは、本業務を委託する事業者の選定を目的とするものであることから、契約に係る業務内容については、技術提案内容を踏まえつつ、本市と優先交渉権者が改めて協議により仕様等を確定し、その上で契約を締結する。
- (3) 契約締結までの間に優先交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合や本市において入札参加指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1 2. その他留意事項

- (1) 委員会は、公平な審査に支障が生じないよう非公開とする。
- (2) 1法人又は1個人事業者につき複数の参加は認めない。
- (3) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は参加事業者の負担とする。
- (4) 各審査における提出期限以降の書類の差し替えや再提出は認めない。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。
- (6) 本業務に使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- (7) 現地説明会は開催しない。
- (8) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (9) 本プロポーザルの参加表明後に辞退する場合は様式9に定める「参加辞退届」を速やかに事務局宛にメールにて送付し、電話により確認を行うこと。
- (10) 提案書等に使用する文字のサイズは、原則として10.5ポイント以上（図表、グラフ等への記載を除く）とすること。

1 3. 事務局（提出・問い合わせ先）

〒639-2314 奈良県御所市 774 番地の 1

御所市 健康福祉部 子育て推進課 保育係（御所市いきいきライフセンター内）

担当：葛原

TEL:0745-44-3422（直通）／FAX:0745-65-2615

電子メール : jidou@city.gose.nara.jp